

2019年12月13日 全4頁

一般 NISA・つみたて NISA の期間延長が決定

2020 年度税制改正大綱速報—ジュニア NISA は廃止へ

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2019 年 12 月 12 日に自由民主党・公明党は、「令和 2 年度税制改正大綱」(以下、大綱) を決定した。
- 大綱では、一般 NISA と「つみたて NISA」につき、投資できる期間をそれぞれ 5 年延長 するとした。これにより、一般 NISA は 2028 年末まで、「つみたて NISA」は 2042 年末 まで投資できることとなる。
- 一般 NISA は、現行法上投資できる期間である 2023 年末が終了した後の、2024 年から 投資対象商品や非課税限度額を見直すとした。原則として、「1 階部分」で積立投資を 行った場合に限り、「2 階部分」を利用できることとし、一般 NISA の利用者にも積立投 資を促す内容となっている。
- ジュニア NISA は、2023 年末の現行法上の期限をもって新規口座開設を終了し、2024 年からは既存口座の払い出し制限を解除するとした。払い出し制限の解除により、期限 までにおいてはかえって使い勝手がよくなる可能性もある。

大綱の決定

自由民主党・公明党は、2019年12月12日、「令和2年度税制改正大綱」(以下、大綱) ¹を公表し、2020年度税制改正の大枠が固まった。

大綱では、「経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生 100 年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から」、一般 NISA と「つみたて NISA」につき、投資できる期間を 5 年延長するとした。

一方、ジュニア NISA は、「利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を 2023 年までとする」とした。

一般 NISA については、現行法上投資できる期間である 2023 年末が終了した後の、2024 年から投資対象商品や非課税限度額を見直すとしている。

¹ https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html

図表1が、NISAの制度概要と大綱による改正案を示したものである。

図表 1	NISA の制	度概要と大綱	による改正案

	一般NISA		- 7 1	*
	現行	新制度(案)	つみたてNISA	ジュニアNISA
口座を開設できる人	20歳(2023年以後は18歳)以上			20歳(2023年以後は 18歳)未満
制度間の関係	1	年ごとに、一般NISAか「つみたてN いずれか一方を利用可能	ISA」の	
投資できる期間	2014年~2023年	2024年~2028年	2018年~2037年 <u>⇒2042年まで延長</u>	2016年~2023年 ⇒2023年末をもって廃止
投資できる金融商品の 種類	上場株式、公募 株式投資信託、 ETF、上場REIT、 ETNなどの原則 全銘柄	【1階部分】「つみたてNISA」と同じ 【2階部分(原則として1階部分に 投資した場合のみ投資可能)】 現行の一般NISAの対象から、 高レバレッジ投資信託等を除く	公募株式投信または ETFのうち金融庁に届 出された銘柄のみ	上場株式、公募株式投資 信託、ETF、上場REIT、 ETNなどの原則全銘柄
投資タイミング	制約なし	1階部分は積立投資のみ、 2階部分は制約なし	積立投資のみ	制約なし
1年に投資できる金額 (非課税枠)	120万円 (2016年以後)	1階部分: 20万円 2階部分:102万円 合計:122万円	40万円	80万円
運用益非課税で 保有できる期間	原則5年間 (ロールオーバー可能)		原則20年間 (ロールオーバー不可)	原則5年間 (ロールオーバー可能)
累計非課税枠	600万円 (120万円×5年)	610万円 (122万円×5年)	800万円 (40万円×20年)	400万円 (80万円×5年)
口座からの払い出し	自由			18歳になるまで 払い出し制限あり ⇒2024年以後は 払い出し制限解除 (詳細は本文参照)
制度終了時の扱い				2023年末までの投資分 は、18歳になるまで非課 税で継続保有が可能

(注)つみたてNISA・ジュニアNISAの下線部は大綱による改正案。大綱に記載のない事項は現行法令のままと仮定した。 (出所)現行法令および自由民主党・公明党「令和2年度税制改正大綱」をもとに大和総研作成

一般 NISA の利用者にも積立投資を促す

大綱では、一般 NISA について、2024 年から「より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能にする 2 階建ての制度に見直」すとした。

具体的には、現行 120 万円の非課税枠を、「1 階部分」の 20 万円と、「2 階部分」の 102 万円 に分け、「1 階部分」の投資対象商品については、「つみたて NISA」と同様とするとした。「2 階部分」の投資対象商品は、現行の一般 NISA から整理銘柄の株式や高レバレッジ投資信託などを除くとした。

その上で、原則として「1階部分」で積立投資を行った場合に限り、「2階部分」の非課税枠を利用できることとしている。

ただし、現行の一般 NISA の利用者および投資経験者については、「1階部分」を利用しない



ことを証券会社等に届け出れば、「2階部分」のみを利用することができるとしている(この場合、「2階部分」で投資可能になるのは上場株式のみで、投資信託などへの投資は不可となる)。

現行の一般 NISA の利用者にとっては、「1階部分」と「2階部分」をともに利用すれば年間 非課税枠が現行より僅かながら増加する(120万円→122万円)一方で、「1階部分」を利用し ないと年間非課税枠が減少する(120万円→102万円)こととなる。

より多くの金額を投資したいと考えた場合、現行の一般 NISA の利用者も「1階部分」を利用して積立投資を行うことが合理的といえ、このしくみによって積立投資を広く普及させることを図る制度改正と考えられる。

つみたて NISA は 2023 年まで「20 年の積立投資」が可能に

大綱では、つみたて NISA の「投資できる期間」を現行法の 2037 年末までから、5 年延長し、2042 年末までにするとした。

金融庁は、つみたて NISA の導入時の税制改正要望にて「国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布」として、「20 年の保有期間では、投資収益率 2 ~ 8 % (年率) に収斂」²することを示し、20 年間の積立投資を行う意義を強調していた。

しかし、2018年に「つみたて NISA」を利用開始した人は「つみたて NISA」で 20年間の積立 投資を行うことができるが、2019年から「つみたて NISA」を利用開始する人は、(現行法の制 度期限は 2037年であるので)「つみたて NISA」での積立投資は 19年間しか行うことができなく なっており、2020年には同じく 18年間しか積立投資を行えなくなる見込みであった。

大綱による改正が行われれば、2023 年までに「つみたて NISA」での投資を開始した人は(19年後の2042年まで)「20年間の積立投資」を行えるようになる。

払い出し制限解除によりジュニア NISA の使い勝手が向上する面も

大綱では、ジュニアNISAにつき、2023年末の現行法上の期限をもって新規口座開設を終了し、2024年からは既存口座の払い出し制限を解除するとした。

現行法令上、ジュニア NISA は、2023 年末までに投資をした分に関しては、制度終了後も 18 歳になるまで継続して運用益非課税で保有を継続できる。他方、18 歳までは口座外に売却代金 や配当等を払い出すことはできず、もし払い出す場合は原則として過去の運用益に遡及課税が行われる。

大綱の文言としては、「令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上 場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出せることとする」としており、こ

https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf



² 金融庁「平成 29 年度 税制改正要望項目」

れは遡及課税なしの払い出しを可能とすることを意味している。

もっとも、「全額について」という言葉の意味が、ジュニア NISA の口座内の上場株式等や金 銭のうち一部を払い出して残りの保有を続けることも認めるのか、口座を廃止して全額を払い 出すことだけを認め一部の払い出しは認めないことを意味するのかは、大綱では明確でなく、 法令による明確化が待たれる。

これまで、ジュニア NISA は 18 歳までの払い出し制限があることが普及のネックになっており、日本証券業協会などは中学校や高校などの学費にも充てられるよう、払い出し時期の柔軟化を求めていた。

大綱通りの制度改正が行われれば、2023年までに口座開設をして上場株式や投資信託を買い付けておけば、2024年以後は(それ以後の新規買い付けはできないものの)払い出しが可能で、最長で18歳になるまで継続して運用益非課税で上場株式や投資信託を保有し続けられることとなることが考えられる。

ジュニア NISA は期限をもって終了する見通しとなったが、払い出しが可能となることにより、 期限までにおいてはかえって使い勝手がよくなる可能性もある。

【以上】

